

三芳町立小中学校適正規模適正配置報告書

令和4年12月

三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会

～目 次～

はじめに	1
I 検討委員会の目的	2
II 三芳町小中学校の現状	3
1 学校規模とその推移	
2 学校規模と学力・体力・生徒指導上の課題等との相関	
3 学校施設	
III 望ましい教育環境	5
1 三芳町が目指す教育環境	
2 アンケート結果から見る望ましい教育環境	
IV 三芳町における望ましい適正規模適正配置	8
1 三芳町における望ましい学校適正規模適正配置の条件	
2 三芳町における望ましい適正規模	
3 三芳町における望ましい適正配置	
4 配慮事項	
V まとめ	9
《巻末資料》 1 三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会要綱	
2 三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員名簿	
3 検討経緯	
《別冊資料》 1 学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果について	
2 三芳町児童生徒数等の推移	
3 適正規模適正配置に関する法令等	
4 三芳町公共施設マネジメント基本計画(令和3年3月)小中学校抜粋版	

はじめに

三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会は、学識経験者、行政経験者、地域住民、保護者、学校関係者の立場が異なる9名の委員で構成し、令和4年5月に設置されました。

本委員会では、児童生徒数の減少が進む中であっても、三芳町の子どもたちにとってよりよい教育環境の充実が図られるよう、三芳町の小中学校の現状を把握し、課題を認識することからスタートし、望ましい学校規模の在り方について議論を深めてきました。

このほど、5回の会議を終え、委員の様々な意見を集約し報告書としてとりまとめました。

今後、三芳町教育委員会において、三芳町小中学校適正規模適正配置に関する基本的な方針が新たに策定されることとなりますが、その検討にあたっては、この報告書が十分参酌されることを切に望みます。また、第2期三芳町教育振興基本計画の基本理念「豊かな知性と感性を育む三芳教育」の実現に向け、学校や保護者、地域住民などから広く理解と協力を得ながら、さらなる検討を進めるよう期待します。

令和4年12月

三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会
会長 佐藤 和秀

I 検討委員会の目的

全国的に少子化が進む中、多くの小・中学校は、児童生徒数の減少により小規模化が進んでいます。本町においても、児童生徒数は、小学校で昭和57年度4,131人、中学校で昭和61年度2,123人をピークに減少に転じています。令和4年現在の児童生徒数は、小学校1,925人・中学校1,005人で、ピーク時より50%以上減少しております。今後も、更なる児童生徒数の減少が予想され、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題の顕在化が懸念されています。このため、学校の小規模化によって生じる課題を解消し、より良い教育環境を整え、教育の質の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

また、町内小中学校の校舎や体育館等の学校施設は、そのほとんどが昭和50年代前後に建設され、これまで耐震改修工事等に取り組んできましたが、今後は施設の安全と機能の維持に一層多額の費用がかかることが見込まれます。

このような状況の中、望ましい学校教育環境を整備し、三芳町立小中学校の適正規模適正配置について検討するため、「三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会」を設置しました。

Ⅱ 三芳町小中学校の現状

1 学校規模とその推移

令和4年5月1日現在の小学校児童数は1,925人、中学校生徒数は1,005人、合計で2,930人です。児童生徒数のピーク時と現在とを比較すると、小学校においては2,206人(53.4%)、中学校においては1,118人(52.7%)減少しています。

今後もこの減少傾向は続く見込みであり、令和10年度には、小学校において1,484人、中学校において923人になる試算をしております。

令和4年度の各校の規模を比較すると、小学校では藤久保小学校(通常学級数21)の701人から、上富小学校の94人(通常学級数6)まで、中学校では三芳東中学校の372人(通常学級数11)から、藤久保中学校の269人(通常学級数7)までの様々な規模の学校があります。中学校では人数に大きな開きはありませんが、小学校においては児童数の最多校と最少校を比べると、約7.5倍の開きが生じております。

2 学校規模と学力・体力・生徒指導上の課題等との相関

本委員会では、学校規模が学校教育にどのような影響を与えているか、「全国学力・学習状況調査の正答率(学力)」、「新体力テストの記録(体力)」、「いじめ認知件数、不登校児童生徒出現率(豊かな心)」をもとに、1学年あたりの学級数、1学級あたりの児童生徒数との相関関係について研究を進めました。

結果、本町において、1学年あたりの学級数や1学年あたりの児童生徒数と、学力や体力、豊かな心との間に明らかな相関関係があるとは認められませんでした。

3 学校施設

(1)小中学校の建物状態等

多くの施設が建設から40年以上が経過しており、特に三芳小学校、藤久保小学校、上富小学校、三芳中学校の4校は建設から50年以上が経過しています。藤久保中学校を除く7校は、旧耐震基準の建築物ですが、耐震診断を行い、平成19年から平成25年にかけて耐震改修を行いました。また、令和2年度に「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(文部科学省)」に基づき、町内学校施設の劣化状況調査を実施しております。

(2)学校施設の予算

平成29年度から令和3年度までの、1校当たりの施設関連の年間経費(光熱水費、通信費、手数料、委託料、修繕料、工事費、リース料)の平均は約2,650万円でした。また、各校に配置している会計年度任用職員1校当たりの年間人件費(校長、教員、養護教諭、事務職員等の県費負担教職員は除く)は小学校約730万円、中学校約910万円となります。

また、公共施設マネジメント基本計画における概算長期保全計画における試算では、町の公共施設全てを従来通り更新した場合、今後40年間の修繕・更新費用は約360億円と推計されますが、小中学校を含めた統廃合、複合化等の適正化方策を実施した場合の公共施設全体では約295億円になると推計され、約64億円の縮減効果が期待できます。そのうち、小中学校の統廃合による縮減効果は、約41億5千万円となります。

(3)施設面から見る適正化の方向性と方策

三芳町公共施設基本マネジメント計画(令和3年3月)では、今後の学校施設の機能確保の方向性として、子どもたちが多様な人間関係の中で学び成長できるような教育環境を確保できるよう、少子化による児童数や生徒数の減少や各地区の人口バランス、施設の老朽化を踏まえて統廃合を検討するとしています。また、統廃合を進めるにあたっては、他施設との複合化や、小中連携校等についても検討するとしています。

また、今後の運営の方向性について、義務教育の提供の場として直営による運営を継続することや、空き教室や稼働率の低い特別教室の、地域住民による別用途での活用等による有効活用を進めること、中学校の部活動等への民間活力の導入を進め、教員への負担軽減を図ることが記されています。

適正化方策として、各校とも予防保全的な修繕対応を図る等の手立てを講じるとともに、適切な規模を確保するため、今後、各小中学校の統合や複合化も検討するとされています。

Ⅲ 望ましい教育環境

1 三芳町が目指す教育環境

(1) 学校規模による教育上の課題

児童生徒数の減少に伴い、今後、本町においても学校が小規模化していきます。学校の小規模化は、学習面において、児童生徒一人一人にきめ細かな指導や活動機会の設定がしやすいよさがあります。一方で、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなる、学校行事や体育、音楽等の集団活動に制約が生じる等の課題があります。また、中学校では、学級数の減少により、全ての教科で常勤の教員の配置ができず、非常勤講師を配置しなければならない状況となります。

生活面においては、学年間の縦の交流が生まれやすい、児童生徒相互の人間関係が深まりやすいというよさがある一方、クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすくなる等の課題があります。また、学級の男女比に極端な偏りが生じている場合もあります。

さらに、中学校では生徒数の減少に伴い、生徒が入部したい部活動の成立に課題が生じます。

(2) 「三芳町 GIGA スクール構想」より

三芳町では、これからの変化の激しい予測困難な社会を子どもたちが主体的に生きるために、一人一人の知性を高め、心身共に健康で感性豊かな心と創造性を育み、志を持って自らの未来を切り拓く力を育成することが大切であると考えています。三芳町の子どもたちを誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」により、よさや可能性を伸ばし、資質・能力を育成するため「三芳町 GIGA スクール構想」の取組を推進しています。

「三芳町 GIGA スクール構想」では、これまでの実践と ICT を最適に組み合わせることを通して、授業における学びの深化、個別学習における学びの転換、そして協働学習による学びの転換を進めているところです。

現在、各学校とも ICT をツールとして効果的に活用することができるようになり、学習における様々な諸課題が解決されてきました。今後、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、多様な他者と協働し、よりよい学びを生み出す「協働的な学び」も大切にすることで、子どもたちに質の高い学校教育の実現をさらに進めていく必要があると考えています。

2 アンケート結果から見る望ましい教育環境

本委員会は、町立小中学校に在籍する児童生徒、保護者、教職員、学校運営協議会委員を対象にアンケートを実施し、その結果をもとに分析、検討を行うことで、学校の適正規模、適正配置に関する意識を把握しました。

(1)アンケート実施の概要

①対象者とその回答率

対象者	対象者数	回答者数	回答率
町内小中学校全学年児童生徒 保護者	約 2,450名	1,473名	約60%
町内在住小中学校学校運営協 議会委員	約 60名	33名	約55%
町内小中学校県費負担教職員	約 180名	125名	約69%
町内小学校3学年児童	約 280名	277名	約99%
町内小学校6学年児童	約 350名	321名	約92%
町内中学校3学年生徒	約 350名	302名	約86%

②調査実施時期 令和4年7月15日(金)～8月7日(日)

③調査方法 Google Formsを活用したオンライン回答

④アンケート内容

ア 教職員、小中学校保護者、学校運営協議会委員

(基本情報)

設問1 学校における教育環境について

設問2 学校の学級数・学級人数(適正規模)について

設問3 児童生徒数・学級数の減少による影響について

設問4 通学距離・通学時間(適正配置)について

設問5 ご意見について(自由記述)

イ 児童生徒

(基本情報)

設問1 学校のクラス数・クラスの人数について

設問2 通学時間について

(2)アンケート結果の概要

設問1 学校における教育環境について

小学校、中学校ともに「教職員の人数や指導方法などの環境」が大事であるという回答が総じて多く、次いで、「安全・安心な生活ができる学校・学級の環境」、「社会性や協調性を育む環境」、「児童生徒の意見交換など関わりが多く、切磋琢磨しあえる環境」「学校の児童生徒数や1学年あたりの学級数、1学級あたりの人数による環境」を望んでいる回答が多いことがわかりました。

設問2 学校の学級数・学級人数(適正規模)について

学級数については、小学校は全体の77%が2～3学級、中学校は全体の85%が3～4学級、また、学級人数については、小学校は全体の77%が21人～30人、中学校は全体の86%が21人～35人に回答が集中していたことがわかりました。保護者や運営協議会委員に比べると、教職員は少ない人数が適切であるという回答が多いこともわかりました。

児童生徒については、在籍する学校の学級数、学級人数が適切であると考えていることがわかりました。

設問3 児童生徒数・学級数の減少による影響について

「クラス替えなどを通じた人間関係に変化を持たせることが難しくなる」、「教員数が少なくなることによるチームティーチングや、習熟度別学習が難しくなる」「多様な見方や考え方に触れる機会が少なくなる」、「役割や負担が大きくなる」、「行事の盛り上がり欠ける」、「部活動の選択の幅に影響がある」「体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる」というような影響について、「そう思う」、「やや思う」という回答が全ての対象者で多いことがわかりました。

一方で、施設教具が利用しやすくなる、教師の目が行き届きやすくなるという回答も多いことがわかりました。

設問4 通学距離・通学時間(適正配置)について

小学校全体の95%、中学校全体の82%は3km以内、小学校全体の95%、中学校全体の90%は30分以内までの回答が多数を占めていることがわかりました。

また、教職員や運営協議会委員に比べ、保護者はより短い時間や距離を求める回答が多いこともわかりました。

児童生徒の多くについては、現在の通学時間が適切であると考えていることがわかりました。

IV 三芳町における望ましい適正規模適正配置

I～Ⅲにおける研究、調査を踏まえ、三芳町における適正規模適正配置については以下の条件等が望ましいという考えに至りました。

1 三芳町における望ましい適正規模適正配置の条件

- ①多様な人間関係を育むため、適正な学級集団の規模であること
- ②一定の教職員数が確保でき、経験年数や専門性等、バランスのとれた教員集団であること
- ③中学校は全ての教科で専門の免許を有する教員数が確保できる規模であること
- ④登下校において、児童生徒の心身に過度な負担にならない配置であること

2 三芳町における望ましい適正規模(特別支援学級を除く)

- ①小学校 1学級あたり21人～30人 12学級～18学級
- ②中学校 1学級あたり26人～35人 12学級～15学級

3 三芳町における望ましい適正配置

- ①小学校の通学距離 おおむね 3km程度
- ②中学校の通学距離 おおむね 4km程度

4 配慮事項

- ①多様な人間関係を育み、児童生徒のよりよい教育活動を展開するために、望ましい適正規模に適合するよう検討をする必要がある。
- ②望ましい適正配置における通学距離を超える場合は、児童生徒の心身への負担を軽減し、安全に通学できる方法を検討する必要がある。

V まとめ

本委員会では、三芳町小中学校の適正規模適正配置を考える上で、小中学校の現状や今後の児童生徒数の推移を把握することから研究を始めました。令和4年5月から12月までに5回の会議を開催し、その過程において、三芳町の教育について多くのことを知ることができました。

望ましい適正規模、適正配置については、様々な価値観によって異なる考え方があるものと理解しており、この度、報告書としてまとめたことが全てではないと認識しています。

適正規模、適正配置の研究は、子どもたちにとって最善の教育を提供することが最大の目的です。今後においても、本報告書を基に、将来的な見通しについて、住民や教職員と合意形成を図りながら引き続き検討を行うとともに、節目においてその方策と効果について十分な検証のもと取り組まれることを期待します。

三芳町の子どもたちが充実した学校生活を送り、確かな学力と自立する力を育成するとともに、豊かな心と健やかな体を育むことのできる教育環境が整うことを切に願います。

《巻末資料》

1 三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会要綱

(目的)

第1条 望ましい学校教育環境を整備し、三芳町立小学校及び三芳町立中学校（以下「小中学校」という。）の適正規模適正配置について検討するため、三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、三芳町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 小中学校の適正規模適正配置に関する基本的な考え方
- (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政経験者
- (3) 地域住民代表
- (4) 保護者代表
- (5) 学校関係者代表
- (6) 前各号に規定する者のほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、必要がある場合出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員名簿

No.	氏名	備考
1	山田 晋治	学識経験者
2	佐藤 和秀	学識経験者(会長)
3	横山 通夫	行政経験者
4	上島 三介	地域住民代表(副会長)
5	鈴木 信之	地域住民代表
6	多胡 晴子	保護者代表
7	前島 健一	保護者代表
8	佐藤 千代美	学校関係者代表
9	渋谷 勝	学校関係者代表

3 検討経緯

回	期 日	協 議 事 項
1	令和4年5月20日(金)	①適正規模適正配置検討委員会の役割について ②三芳教育について ③三芳町公共施設マネジメント計画について ④小中学校の現在の状況について
2	令和4年7月8日(金)	①公共施設について ②学校規模に関するアンケート調査について ③三芳町の学校規模による教育上の課題について
3	令和4年8月26日(金)	①学校規模に関するアンケート結果について ②学校の適正規模について
4	令和4年10月21日(金)	①三芳町適正規模適正配置について ②適正規模に関する報告書(案)について
5	令和4年12月16日(金)	①報告書について